

経 営 協 議 会

規則の根拠	委 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
2-(1)	学 長	山 下 一 夫		議長
2-(2)	理 事	大 石 雅 章		
2-(2)	理 事	佐 古 秀 一		
2-(2)	理 事	岩 切 健 一 郎		
2-(3)	教 授	梅 津 正 美	28.4.1～30.3.31	副理事
2-(3)	教 授	秋 田 美 代	29.4.1～30.3.31	副学長
2-(4)		泉 理 彦	28.4.1～30.3.31	鳴門市長
2-(4)		柿 内 慎 市	28.4.1～30.3.31	徳島銀行取締役会長
2-(4)		工 藤 智 規	28.4.1～30.3.31	元・文部科学審議官
2-(4)		齋 藤 実 徳	28.4.1～30.3.31	元・全日本中学校長会副会長
2-(4)		坂 田 千 代 子	28.4.1～30.3.31	(株)あわわ会長
2-(4)		美 馬 持 仁	28.4.1～30.3.31	徳島県教育委員会教育長
2-(4)		吉 村 昇	28.4.1～30.3.31	徳島新聞社理事

国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則

(組織)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学長が指名する職員 2人
- (4) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴い学長が任命するもの 7人

(任期)

第3条 前条第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日において、第2条第4号の規定により選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。